

参 考 资 料

令和7年度国民健康保険料(税)率等の状況

(令和7年4月1日現在)

保険者名	国民健康保険料(税)率・賦課限度額															7・5・2割軽減	6・4割軽減	
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分							
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)			
24	八王子市	7.73	-	44,000	-	66	2.83	-	17,400	-	26	2.42	-	18,800	-	17	○	
25	立川市	6.68	-	32,500	-	64	2.24	-	11,700	-	23	1.70	-	14,500	-	16	○	
26	武蔵野市	5.62	-	31,000	-	65	1.95	-	11,300	-	24	1.65	-	13,600	-	17	○	
27	三鷹市	6.10	-	29,000	-	66	2.30	-	11,800	-	26	1.60	-	13,400	-	17	○	
28	青梅市	6.25	-	33,000	-	66	2.07	-	12,000	-	26	1.95	-	13,100	-	17	○	
29	府中市	5.05	-	23,720	-	65	1.64	-	7,440	-	24	1.64	-	9,840	-	17	○	
30	昭島市	5.60	-	27,500	-	66	2.25	-	11,500	-	24	1.70	-	14,500	-	17	○	
31	調布市	5.52	-	29,000	-	65	1.98	-	10,300	-	24	1.75	-	12,000	-	17	○	
32	町田市	6.67	-	39,300	-	66	2.25	-	13,100	-	26	2.02	-	15,100	-	17	○	
33	福生市	5.39	-	29,700	-	66	2.25	-	13,200	-	26	1.79	-	14,000	-	17	○	
34	羽村市	6.43	-	27,300	-	66	2.33	-	11,200	-	26	2.15	-	13,100	-	17	○	
35	瑞穂町	6.03	-	28,000	-	66	1.85	-	10,500	-	26	1.55	-	15,000	-	17	○	
36	あきる野市	6.28	-	33,000	-	66	2.37	-	12,300	-	26	2.23	-	14,700	-	17	○	
37	日の出町	6.00	-	31,300	-	66	2.25	-	11,700	-	26	1.99	-	13,200	-	17	○	
39	檜原村	5.35	-	28,100	-	66	1.66	-	9,600	-	26	1.60	-	12,200	-	17	○	
40	奥多摩町	6.20	-	33,100	-	66	2.10	-	12,600	-	26	2.05	-	12,600	-	17	○	
42	日野市	5.80	-	34,500	-	66	2.10	-	12,300	-	26	2.10	-	14,700	-	17	○	
44	多摩市	6.16	-	30,200	-	66	2.00	-	12,400	-	26	1.78	-	12,600	-	17	○	
45	稲城市	5.73	-	37,200	-	66	1.37	-	9,400	-	26	2.19	-	13,100	-	17	○	
46	国立市	5.50	-	20,000	-	66	1.80	-	10,000	-	26	1.85	-	11,000	-	17	○	
47	狛江市	5.65	-	27,900	-	66	1.97	-	11,300	-	26	1.84	-	13,600	-	17	○	
48	小金井市	6.54	-	30,000	-	65	2.05	-	13,000	-	24	2.00	-	15,000	-	17	○	
49	国分寺市	6.40	-	30,000	-	65	2.38	-	14,000	-	24	2.24	-	16,000	-	17	○	
51	武蔵村山市	6.94	-	35,200	-	66	2.21	-	12,500	-	26	1.76	-	13,000	-	17	○	
52	東大和市	7.42	-	37,200	-	66	2.50	-	12,300	-	26	2.45	-	14,100	-	17	○	
53	東村山市	6.70	-	40,800	-	66	2.25	-	13,500	-	26	2.15	-	16,000	-	17	○	
54	清瀬市	5.92	-	28,000	-	66	2.01	-	10,000	-	26	1.90	-	13,000	-	17	○	
55	東久留米市	5.92	-	38,300	-	66	2.23	-	13,600	-	26	1.99	-	14,700	-	17	○	
57	西東京市	5.41	-	31,600	-	66	1.68	-	6,500	-	26	1.64	-	14,300	-	17	○	
58	小平市	6.01	-	27,000	-	66	2.29	-	12,900	-	26	1.85	-	15,900	-	17	○	
59	大島町	6.80	-	21,500	19,000	66	2.60	-	8,200	4,300	26	2.00	-	9,000	5,200	17	○	
60	利島村	2.81	-	16,000	-	66	2.12	-	12,000	-	26	1.64	-	12,200	-	17	○	
61	新島村	6.20	-	33,000	-	66	2.20	-	12,000	-	26	1.90	-	16,000	-	17	○	
62	神津島村	6.50	-	36,500	-	66	3.69	-	19,000	-	26	2.19	-	16,000	-	17	○	
63	三宅村	7.45	-	43,400	-	66	2.57	-	15,000	-	26	2.04	-	15,700	-	17	○	
64	御蔵島村	3.00	39.50	8,300	8,000	61	1.05	15.50	4,700	4,000	19	0.61	16.44	7,900	4,700	16		○
65	八丈町	6.50	-	20,100	14,200	66	2.80	-	7,000	7,000	26	2.30	-	11,600	4,000	17	○	
66	青ヶ島村	5.00	65.00	23,000	23,000	66	0.40	9.00	10,000	10,000	26	0.40	11.00	10,000	10,000	17		○
67	小笠原村	4.50	35.00	7,800	22,600	66	1.50	15.00	6,400	10,000	26	1.40	11.00	10,000	10,000	17	○	
市町村平均		5.94	46.50	29,667	17,360	65.7	2.10	13.17	11,427	7,060	25.4	1.85	12.81	13,463	6,780	16.9		

【注1】「所得割」の算定は、「旧ただし書方式」を採用している。

【注2】網掛け部分は前年度から改定されている。

令和7年度 特別区国民健康保険料一覧表

(令和7年4月1日現在)

	保険者名	7割・5割 2割減額	基礎賦課分			後期高齢者支援金等賦課分			介護納付金賦課分		
			保険料率		賦課限度額	保険料率		賦課限度額	保険料率		賦課限度額
			均等割	所得割		均等割	所得割		均等割	所得割	
1	千代田区	(全区) 実施	47,300	7.71	(全区) 660,000	16,800	2.69	(全区) 260,000	16,200	1.72	(全区) 170,000
2	中央区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
3	港区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
4	新宿区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
5	文京区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.23	
6	台東区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
7	墨田区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
8	江東区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
9	品川区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
10	目黒区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.19	
11	大田区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
12	世田谷区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
13	渋谷区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
14	中野区		45,600	7.92		16,200	2.87		17,400	2.20	
15	杉並区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
16	豊島区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
17	北区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
18	荒川区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.10	
19	板橋区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.22	
20	練馬区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
21	足立区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
22	葛飾区		47,300	7.71		16,800	2.69		16,600	2.25	
23	江戸川区		50,400	8.59		17,400	2.97		17,400	2.45	

【注1】「所得割」の算定は、「旧ただし書方式」を採用している。

【注2】網掛け部分は前年度から改定されている。

令和7年度確定係数に基づく標準保険料率

	①都道府県標準保険料率		②区市町村標準保険料率(2方式)						③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率											
	所得割(%)	均等割(円)	医療分		後期支援金分		介護納付金分		医療分				後期支援金分				介護納付金分			
			所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	7.98	48,804	8.36	51,120	2.89	17,417	2.39	17,408	8.53	0	52,481	0	2.97	0	16,959	0	1.96	0	19,812	0
後期支援金分	2.93	17,638	8.82	53,947	3.18	19,185	2.52	18,336	10.03	0	51,471	0	3.46	0	18,461	0	2.47	0	18,582	0
介護納付金分	2.38	17,310	8.26	50,559	2.89	17,390	2.36	17,166	8.28	0	50,856	0	2.80	0	17,637	0	2.31	0	17,275	0
			8.53	52,161	2.92	17,591	2.40	17,455	9.23	0	46,760	0	2.85	0	17,542	0	2.35	0	17,465	0
			8.26	50,531	2.87	17,303	2.38	17,288	8.25	0	51,636	0	2.75	0	17,851	0	2.29	0	17,353	0
			7.80	47,729	2.82	16,977	2.30	16,751	8.01	0	47,411	0	2.76	0	17,037	0	2.22	0	17,236	0
			8.51	52,040	2.90	17,469	2.39	17,413	8.38	0	52,344	0	2.76	0	17,726	0	2.36	0	17,397	0
			7.98	48,812	2.98	17,968	2.36	17,204	8.25	0	47,535	0	2.90	0	18,158	0	2.39	0	16,758	0
			8.05	49,271	2.96	17,823	2.41	17,540	8.37	0	51,020	0	2.91	0	18,650	0	2.38	0	18,338	0
			8.21	50,253	3.02	18,205	2.46	17,929	9.16	0	47,237	0	3.30	0	17,256	0	2.29	0	19,526	0
			7.83	47,915	2.96	17,869	2.37	17,276	8.39	0	45,638	0	3.00	0	17,619	0	2.33	0	17,380	0
			7.58	46,344	2.90	17,482	2.33	16,926	8.20	0	45,998	0	3.02	0	17,502	0	2.33	0	16,845	0
			8.39	51,343	2.94	17,721	2.41	17,563	8.78	0	50,571	0	2.92	0	17,980	0	2.37	0	17,519	0
			8.06	49,301	2.86	17,260	2.34	17,029	8.47	0	49,516	0	2.97	0	17,089	0	2.28	0	16,731	0
			8.40	51,385	2.94	17,729	2.39	17,431	8.80	0	49,721	0	2.99	0	17,294	0	2.33	0	17,471	0
			7.57	46,289	2.83	17,055	2.31	16,833	7.70	0	45,328	0	2.83	0	16,451	0	2.32	0	16,386	0
			8.73	53,414	3.04	18,310	2.50	18,167	8.70	0	52,132	0	2.88	0	18,405	0	2.44	0	17,987	0
			8.37	51,203	2.96	17,829	2.33	16,970	7.85	0	53,576	0	2.69	0	18,804	0	2.12	0	17,971	0
			8.37	51,189	2.95	17,805	2.43	17,659	8.42	0	51,188	0	2.89	0	17,951	0	2.44	0	17,653	0
			7.13	43,611	2.77	16,690	2.25	16,377	7.57	0	38,637	0	2.94	0	14,689	0	2.51	0	14,032	0
			7.94	48,563	2.89	17,396	2.37	17,256	8.16	0	43,041	0	2.87	0	16,282	0	2.11	0	18,320	0
			7.68	46,966	2.92	17,583	2.37	17,273	7.45	0	42,573	0	2.78	0	16,709	0	2.09	0	17,728	0
			7.23	44,251	2.84	17,106	2.32	16,906	7.10	0	38,171	0	2.74	0	15,511	0	2.01	0	17,254	0
			7.45	45,585	2.97	17,926	2.48	18,040	7.59	0	42,259	0	2.87	0	17,532	0	2.52	0	17,210	0
			7.89	48,292	2.95	17,767	2.39	17,388	8.08	0	39,874	0	3.02	0	14,417	0	2.46	0	14,961	0
			7.64	46,721	2.84	17,131	2.35	17,084	8.22	0	39,104	0	3.04	0	14,791	0	2.26	0	17,623	0
			7.67	46,906	2.91	17,551	2.38	17,325	6.99	0	45,407	0	2.67	0	17,151	0	2.23	0	16,684	0
			7.70	47,102	2.84	17,143	2.31	16,842	7.99	0	40,448	0	2.90	0	14,737	0	2.42	0	14,863	0
			7.11	43,522	2.86	17,225	2.32	16,853	7.59	0	34,638	0	2.62	0	17,612	0	2.24	0	17,165	0
			7.31	44,711	2.84	17,147	2.31	16,803	7.75	0	37,119	0	2.78	0	16,669	0	2.11	0	17,934	0
			7.56	46,258	2.87	17,318	2.32	16,858	7.86	0	38,133	0	2.90	0	14,730	0	2.55	0	13,814	0
			7.53	46,071	2.91	17,521	2.37	17,235	7.18	0	46,012	0	2.75	0	17,362	0	2.28	0	17,459	0
			7.32	44,772	2.86	17,230	2.33	16,941	8.62	0	27,330	0	3.10	0	12,772	0	2.59	0	11,541	0
			6.72	41,115	2.83	17,047	2.30	16,717	8.30	0	22,252	0	3.06	0	12,691	0	2.67	0	11,094	0
			7.58	46,360	2.85	17,152	2.36	17,150	8.05	0	44,331	0	2.87	0	17,180	0	2.30	0	17,567	0
			6.89	42,171	2.83	17,086	2.30	16,716	7.56	0	30,379	0	2.93	0	13,750	0	2.34	0	14,599	0
			6.68	40,842	2.82	16,977	2.29	16,653	6.83	0	36,983	0	2.86	0	15,206	0	2.53	0	14,981	0
			7.82	47,807	2.87	17,313	2.31	16,840	9.01	0	33,611	0	3.20	0	12,700	0	2.65	0	12,632	0
			7.60	46,492	2.85	17,148	2.33	16,941	7.21	0	45,714	0	2.68	0	16,845	0	2.28	0	16,771	0
			7.81	47,789	2.91	17,546	2.37	17,262	8.53	0	41,275	0	2.70	0	17,887	0	2.38	0	16,634	0
			7.55	46,172	2.90	17,472	2.37	17,255	8.00	0	36,462	0	2.76	0	16,054	0	2.45	0	14,278	0
			7.26	44,394	2.92	17,574	2.33	16,954	7.88	0	32,095	0	2.92	0	13,326	0	3.16	0	7,946	0
			7.01	42,900	2.84	17,093	2.29	16,669	7.88	0	34,957	0	3.01	0	15,116	0	2.39	0	15,067	0
			6.92	42,327	2.86	17,252	2.34	17,026	7.37	0	35,235	0	2.95	0	14,973	0	2.52	0	14,860	0
			7.61	46,534	2.96	17,852	2.38	17,287	8.30	0	38,311	0	3.62	0	11,163	0	2.53	0	15,765	0
			7.38	45,126	2.99	18,028	2.40	17,439	8.71	0	34,443	0	3.01	0	16,509	0	2.25	0	18,202	0
			6.92	42,334	2.83	17,084	2.30	16,734	7.15	0	38,936	0	2.92	0	15,639	0	2.36	0	15,408	0
			4.76	29,122	2.83	17,031	2.30	16,719	4.92	0	25,799	0	2.74	0	15,961	0	2.22	0	15,341	0
			7.46	45,658	2.82	17,013	2.28	16,565	7.54	0	42,425	0	2.69	0	16,704	0	2.38	0	16,196	0
			7.58	46,393	2.84	17,099	2.32	16,879	9.08	0	21,857	21,636	3.44	0	9,210	5,570	2.74	0	9,303	5,336
			▲4.19	▲25,619	2.83	17,064	2.28	16,592	▲4.37	0	▲25,281	0	2.93	0	16,818	0	2.10	0	18,478	0
			7.44	45,528	2.94	17,719	2.44	17,786	7.52	0	40,496	0	2.83	0	16,608	0	2.15	0	17,926	0
			6.13	37,496	2.76	16,610	2.34	16,998	5.70	0	32,688	0	2.82	0	13,768	0	2.18	0	15,109	0
			8.17	49,985	2.85	17,161	2.42	17,611	8.24	0	52,085	0	2.83	0	17,959	0	2.45	0	19,574	0
			▲1.48	▲9,067	2.82	17,009	2.41	17,573	▲1.40	▲19.20	▲4,411	▲3,931	2.22	34.16	11,327	8,911	1.35	38.93	17,605	12,787
			6.09	37,259	2.82	16,980	2.29	16,654	6.72	0	19,543	14,025	3.24	0	7,478	7,593	2.40	0	11,651	4,087
			▲10.12	▲61,929	2.94	17,692	2.38	17,342	▲7.88	▲116.39	▲46,579	▲39,157	0.84	16.73	24,203	20,635	0.77	11.28	18,456	15,692
			6.20	37,898	2.95	17,771	2.40	17,463	6.72	47.02	11,135	31,613	2.25	22.26	10,103	16,540	1.27	10.95	12,228	12,539

①は全国統一の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、都の所得水準に応じた割合(57:43)で算定。

②は都一律の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、各区市町村の所得水準に応じた割合で算定。所得割は各区市町村の総所得金額(R4~R6年度の平均所得を使用)、均等割は各区市町村の令和7年度被保険者数推計値により算定。

③は区市町村ごとの基準(2・3・4方式)により算定。応能・応益割合は、各区市町村の令和6年度実績に応じて算定。料率は各区市町村の令和6年4月1日時点の総所得金額及び固定資産税額、並びに、令和7年度の被保険者数及び世帯数の推計値により算定。

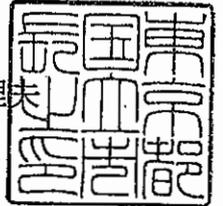


国福保発第53号

令和6年8月21日

国立市国民健康保険運営協議会会長 木村 陽子 様

国立市長 永見 理夫



諮 問 書

国立市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を伺います。

記

1 諮問事項

今後の国民健康保険税率等改定の考え方（改定時期、改定頻度、改定率）について

2 諮問理由

国民健康保険制度を取り巻く環境は、平成30年度に財政運営の主体が都道府県化され、国民健康保険財政健全化計画（赤字解消計画）の策定が求められるなど、大きく変化しています。

国は、同一都道府県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）額負担となる「保険料（税）水準の統一」を目指していましたが、ここで「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、同一の都道府県内の保険料（税）水準について「令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする」ことを明記しました。

統一された保険料（税）率等は、法定外繰入を行わないことを前提に設定されることから、現在の国立市の国民健康保険税率等とは大きく乖離することが見込まれ、適用に際しては被保険者に大きな影響を与える恐れがあります。

このような状況下で、今後の国立市の国民健康保険財政の在り方について、市民生活を勘案しつつ、税率等改定をどのように考えていくか、貴会の意見を伺うものです。



令和7年1月9日

国立市長 濱崎 真也 様

国立市国民健康保険運営協議会会長 木村



答 申 書

令和6年8月21日付けで諮問のあった事項について下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

これまでは国立市をはじめとして各市町村が国民健康保険の運営を行ってきましたが、平成30年度からは持続可能で全世代対応型の社会保障制度の確立を図るため、都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担い、一方で、市町村は地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引続き行うことになりました。

更に令和6年6月26日改定「保険料水準統一加速化プラン（第2版）（厚生労働省保健局国民健康保険課）」では、加入者負担の公平化を図るため、「同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同一都道府県内のどこに住んでいても保険料（税）（以下「保険料」という。）水準が同じ」となる都道府県保険料水準の「完全統一」について、令和15年度までを目安に、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行が目標とされています。そのような状況を踏まえ、国立市の今後の国民健康保険料等改定（改定時期、改定頻度、改定率）について、以下のように考えます。

なお、令和15年度、令和17年度（令和18年度保険料算定）完全統一目標に向けて、既に令和6年度より2府県が前倒しで達成しており、他の道府県でも国の方針により目標年度の加速化が進むことが予想されます。現時点では、都は各年度における完全統一保険料率を公表する一方で、保険料水準の統一に向けた工程を明確に示していませんが、都内のほとんどの自治体において、保険料水準の統一に向けた取組が進められていることを申し述べます。

(1) 改定頻度

一度の改定で、都保険料統一を見据えた水準にまで保険料率を引き上げることは、被保険者への負担が大きく、激変緩和のため段階的に改定を行う必要があります。また、3年ないし5年ごとの改定というように改定間隔があいた場合、改定時の被保険者への負担が大きくなりま

す。そういった影響を緩和する観点から、2年ごとに改定することが妥当と考えます。

(2) 改定率

改定前年度における、都の定める国立市の標準保険料率と国立市の保険料率の差を残った改定回数で除した割合で、均一的に改定していくことが妥当と考えます。

【改定率の考え方】

$$\frac{\text{改定前年度における国立市の標準保険料率等} - \text{改定前年度における国立市の保険料率等}}{\text{令和17年度までの残改定予定回数}}$$

=改定年度における改定率

(3) 改定時期

国の保険料水準統一目標年度である令和15年度ないし令和17年度（令和18年度保険料算定）までに残された期間は長くありません。国立市の保険料率は多摩26市の中でも特に低い水準にあり、今後上記の考え方をもとに改定を行う場合、開始時期が遅れるほど1回あたりの改定幅が大きくなり、被保険者への影響も大きくなることから、東京都はじめ各市町村の動向を注視しつつ早期に着手することが望ましいと考えます。

2 答申までの経過

諮問に対して国民健康保険運営協議会は、国立市及び国民健康保険制度を取り巻く状況について関連に意見を交わしたのち、それらを踏まえ、諮問に基づき今後の国立市国民健康保険財政の在り方について協議しました。

コロナ禍や物価上昇など社会状況は厳しくなる中、被保険者にさらなる負担を求めることは非常に厳しい判断であり、本来であれば国や都の支援を要望するところです。しかし、保険料水準の統一について国が一定の期限を示したことで、国民健康保険財政の在り方の検討は待ったなしの課題となりました。

全国でもすでに2府県が保険料水準の統一を達成し、全自治体の9割が赤字繰入金の解消を達成する中で、都内の自治体もほとんどが保険料水準の統一を見越して保険料率の改定を進めています。

このような状況のもと、国立市においても将来の国民健康保険制度に対する責任ある対応が必要と考えました。

一方で、国民健康保険は国民皆保険制度の基盤をなすものです。自営業者、退職者、非正規雇用者等が加入する保険であり、比較的所得の低い人々が多く、年齢構成が高く医療費水準も高いことから、社会全体で支えていくことが求められます。これまでに引き続き、国民健康保険が安定的に運用していけるよう制度設計を行うこと、公費負担の拡大を行うこと、能力に応じた負担

が公平になされるようにすることについて、国に対し、国立市が要望していくことを強く求めます。

保険料水準の統一に向け、市単独で医療費を抑制しても赤字繰入金の削減には繋がらなくなります。しかし、インセンティブが低下しても、保険制度全体として医療費を抑制する努力は必要です。国立市としては、医療費の分析を行い、その結果に基づき、医療費を適正化する施策を強化してください。

また、国民健康保険制度の状況、国立市における国民健康保険財政及び市財政の状況について、被保険者だけではなく市民の理解と協力を得るために、市は更に広報等に努め、周知を図ることを強く要望します。

3 付帯意見

(1) 被保険者の負担能力の把握について

今後の都保険料統一水準が、被保険者の支払い能力を十分に勘案した水準であるのか、国、都とともに十分に確認されたい。

(2) 能力に応じた公平な負担について

国民健康保険料率の引き上げにおいては、所得の低い層に対し十二分に配慮いただきたい。また、所得の高い層に対し、支払い能力に応じた負担がなされるよう、国、都に対し要望されたい。

(3) 医療費抑制に向けた取組および市民の健康づくりについて

今後の医療費の増大を抑えるべく、医療費内容の精査を行い、市民の健康づくりを強化されたい。また、国、都においても取組を積極的に推進するよう要望されたい。

(4) 医療費削減の取組に対する支援について

保険料水準の統一によって医療費削減に伴うインセンティブが失われることから、医療費削減の取組が評価され、各市の努力が報われるよう、国、都に対し新たな財政的支援を要望されたい。

(5) 将来を見据えた持続可能な保険制度の構築について

国民健康保険が国民皆保険制度の最後の砦であることから、制度の安定的な運営のために、中長期的な課題として、国庫負担の増額、医療費適正化への取組への評価、財源負担の在り方に関する議論の喚起等を国に対し要望されたい。

モデル世帯別・ケース別国民健康保険税及び保険料
 モデル世帯設定内容一覧

	医療分+後期分 被保険者数	介護分 (40～64歳) 被保険者数	未就学児 被保険者数	詳細
モデル世帯 A	1人	0人	0人	1人世帯 所得0円 20歳 給与収入年間55万円以下 均等割7割軽減
モデル世帯 B	2人	0人	0人	2人世帯 所得200万円 20歳代夫婦 給与収入年間300万円程度
モデル世帯 C	3人	0人	1人	3人世帯 所得300万 30歳代夫婦+子ども(未就学)1人 給与収入年間430万円程度
モデル世帯 D	3人	2人	1人	3人世帯 所得400万 40歳代夫婦+子ども(未就学)1人 給与収入年間560万円程度
モデル世帯 E	4人	2人	0人	4人世帯 所得500万 40歳代夫婦+子ども2人 給与収入年間690万円程度
モデル世帯 F	4人	2人	0人	4人世帯 所得600万 50歳代夫婦+子ども2人 給与収入年間790万円程度
モデル世帯 G	2人	2人	0人	2人世帯 所得1,000万円 50歳夫婦 給与収入年間1,200万円程度
モデル世帯 H	2人	2人	0人	2人世帯 所得150万円 60歳夫婦 給与収入年間225万円程度 均等割2割軽減
モデル世帯 I (※1)	2人	0人	0人	2人世帯 所得100万円 70歳夫婦 年金収入年間210万円程度 均等割5割軽減

※1 モデル世帯 IIについては別途介護保険料が賦課される。

令和7年(2025年)度周辺市、高税率市、26市、23区のモデル世帯別国民健康保険税及び保険料

(年額)

モデル世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	I
世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 子(未就学)1人	30代夫婦 子(未就学)1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	50代夫婦	60歳夫婦	70歳夫婦
世帯年間収入	給与 55万円	給与 300万円	給与 430万円	給与 560万円	給与 690万円	給与 790万円	給与 1,200万円	給与 225万円	年金 210万円
世帯年間所得	0円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	1,000万円	150万円	100万円
国 立 市	9,000円	174,500円	262,500円	335,500円	560,000円	651,500円	928,500円	163,300円	71,500円
立 川 市	13,200円	228,300円	339,700円	428,900円	690,900円	797,100円	1,030,000円	207,300円	94,900円
府 中 市	9,300円	167,300円	249,700円	316,600円	524,900円	608,200円	872,500円	154,500円	69,200円
日 野 市	13,900円	217,500円	320,000円	399,000円	673,400円	773,400円	1,019,500円	205,200円	91,700円
国 分 寺 市	13,200円	225,700円	335,500円	423,300円	711,400円	821,600円	1,060,000円	213,700円	93,900円
八 王 子 市	18,400円	288,500円	424,800円	530,400円	876,200円	1,003,700円	1,090,000円	267,100円	121,500円
26市平均	13,000円	216,800円	321,200円	403,800円	668,400円	770,400円	1,047,600円	201,100円	90,600円
23区平均	19,200円	292,600円	429,400円	534,100円	869,700円	996,600円	1,090,000円	264,900円	123,700円

※26市平均の限度額は政令の数値を適用

ケース別国民健康保険税額の推移

ケース①

(年額)

モデル世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	I
世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 子(未就学)1人	30代夫婦 子(未就学)1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	50代夫婦	60歳夫婦	70歳夫婦
世帯年間収入	給与 55万円	給与 300万円	給与 430万円	給与 560万円	給与 690万円	給与 790万円	給与 1,200万円	給与 225万円	年金 210万円
世帯年間所得	0円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	1,000万円	150万円	100万円
令和7年度 (2025年度)	9,000円	174,500円	262,500円	335,500円	560,000円	651,500円	928,500円	163,300円	71,500円
令和8年度 (2026年度)	10,300円	189,400円	283,300円	359,800円	601,400円	697,400円	971,400円	177,200円	78,200円
令和10年度 (2028年度)	11,800円	205,100円	305,300円	385,800円	642,600円	743,100円	1,019,100円	191,100円	85,200円
令和12年度 (2030年度)	13,100円	220,000円	326,100円	410,100円	683,900円	788,900円	1,062,000円	205,000円	91,900円
令和18年度 (2036年度)	17,400円	266,000円	390,600円	486,100円	807,200円	925,700円	1,090,000円	246,300円	112,400円

ケース②

(年額)

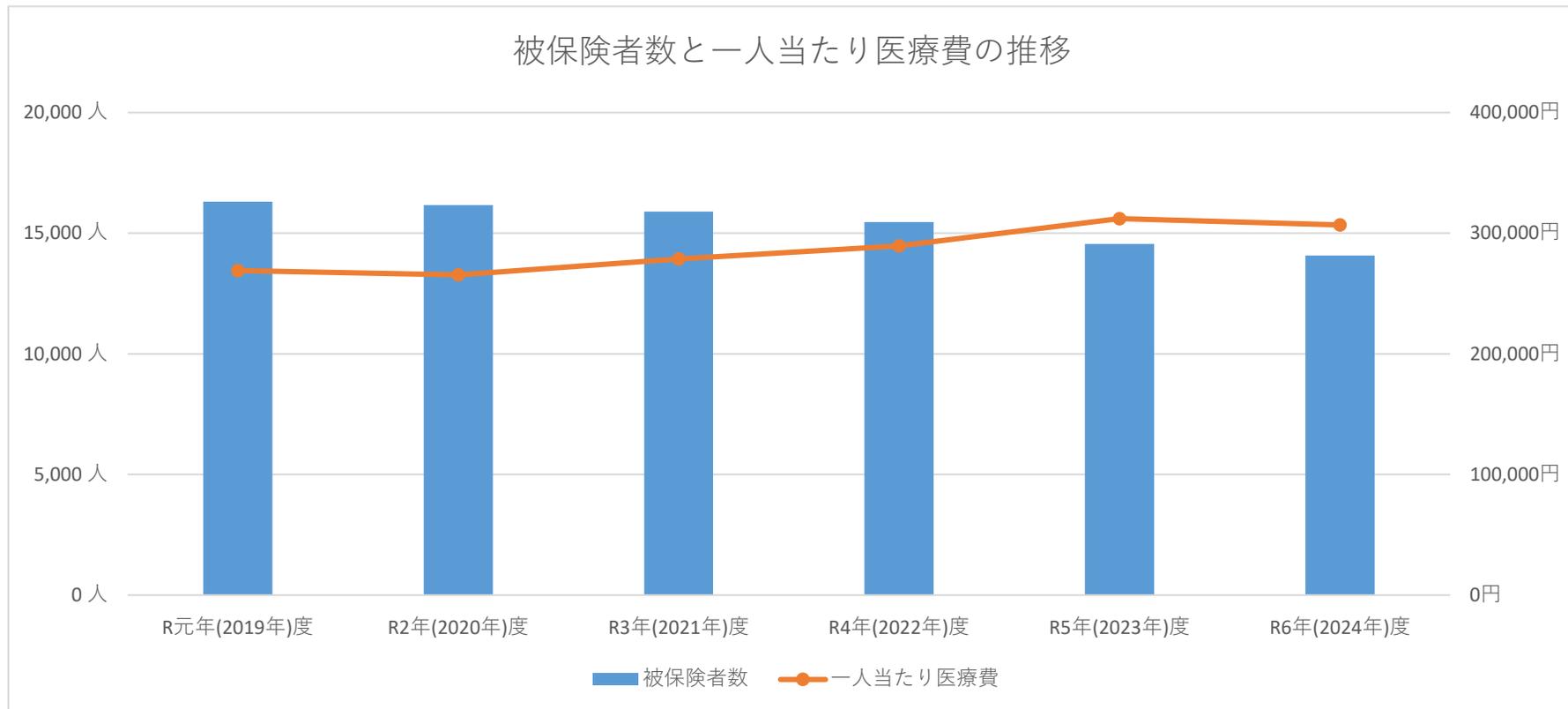
モデル世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	I
世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 子(未就学)1人	30代夫婦 子(未就学)1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	50代夫婦	60歳夫婦	70歳夫婦
世帯年間収入	給与 55万円	給与 300万円	給与 430万円	給与 560万円	給与 690万円	給与 790万円	給与 1,200万円	給与 225万円	年金 210万円
世帯年間所得	0円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	1,000万円	150万円	100万円
令和7年度 (2025年度)	9,000円	174,500円	262,500円	335,500円	560,000円	651,500円	928,500円	163,300円	71,500円
令和8年度 (2026年度)	10,300円	189,400円	283,300円	359,800円	601,400円	697,400円	971,400円	177,200円	78,200円
令和10年度 (2028年度)	11,900円	208,100円	309,600円	391,100円	652,600円	754,600円	1,030,100円	194,100円	86,500円
令和12年度 (2030年度)	13,800円	230,800円	342,000円	430,000円	717,100円	827,100円	1,088,000円	215,100円	96,400円
令和18年度 (2036年度)	23,300円	358,000円	525,700円	654,200円	1,064,700円	1,090,000円	1,090,000円	331,700円	151,300円

ケース③

(年額)

モデル世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	I
世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 子(未就学)1人	30代夫婦 子(未就学)1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	50代夫婦	60歳夫婦	70歳夫婦
世帯年間収入	給与 55万円	給与 300万円	給与 430万円	給与 560万円	給与 690万円	給与 790万円	給与 1,200万円	給与 225万円	年金 210万円
世帯年間所得	0円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	1,000万円	150万円	100万円
令和7年度 (2025年度)	9,000円	174,500円	262,500円	335,500円	560,000円	651,500円	928,500円	163,300円	71,500円
令和8年度 (2026年度)	10,300円	189,400円	283,300円	359,800円	601,400円	697,400円	971,400円	177,200円	78,200円
令和10年度 (2028年度)	11,500円	201,300円	299,700円	378,700円	632,500円	731,500円	1,003,300円	188,000円	83,600円
令和12年度 (2030年度)	12,500円	210,100円	311,500円	392,000円	653,200円	753,700円	1,024,100円	195,500円	87,700円
令和18年度 (2036年度)	12,700円	196,400円	288,300円	358,800円	595,900円	683,400円	930,400円	181,800円	83,000円

被保険者数と一人当たり医療費の推移



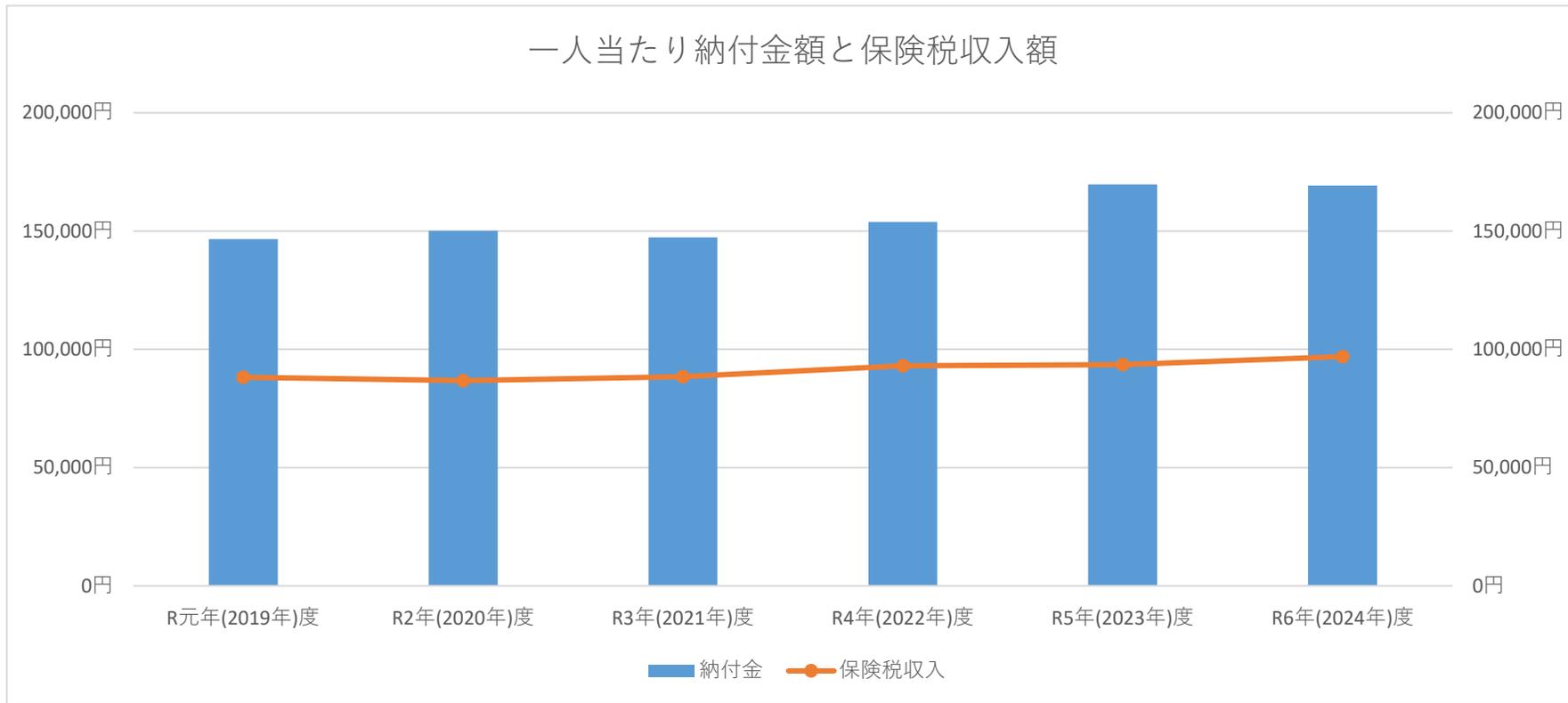
	被保険者数	一人当たり医療費
R元年(2019年)度	16,303	269,026
R2年(2020年)度	16,164	265,444
R3年(2021年)度	15,895	278,649
R4年(2022年)度	15,459	289,578
R5年(2023年)度	14,561	312,122
R6年(2024年)度	14,072	306,847

○被保険者数は、人口構成の変動、後期高齢者医療保険への移行、社会保険の適用拡大などの影響により減少傾向にあります。R4年(2022年)からR6年(2024年)は団塊の世代が75歳に到達する年に当たり、被保険者数も大きく減っています。後期高齢者医療保険への移行は、ピークは過ぎたものの引き続き続くため、国保被保険者数の減少傾向は継続するものと思われます。

○一人当たり医療費は、被保険者の年齢構成の変動や医療の高度化などの影響により増傾向にあります。R2年(2020年)度の新型コロナ関連の医療費や受診控えなどの影響により、この期間では傾向と異なる増減もみられます。

国立市の医療費は、独自の傾向は特にみられず、悪性新生物(がん)や生活習慣病に起因する疾患などの医療費が大きくなっています。被保険者数が少ないため、高額な医療費が発生すると割合が変動しやすいという特徴があります。

一人当たり納付金額と保険税収入額



	納付金	保険税収入
R元年(2019年)度	146,567	88,218
R2年(2020年)度	150,170	86,760
R3年(2021年)度	147,370	88,391
R4年(2022年)度	153,923	93,050
R5年(2023年)度	169,749	93,565
R6年(2024年)度	169,259	96,909

○東京都への納付金は、都内全体の医療給付費等から公費を差し引いたものが各区市町村の被保険者数・被保険者所得で按分されます。傾向としては増加していますが、過年度分の精算などの影響により、国立市の医療費動向とは異なる増減が見られます。

○保険税収入は、被保険者所得が上昇傾向にあるため増加していますが、納付金額の増に対し伸びは小さなものとなっています。都への納付金には国・都からの補助金なども充てられるため、赤字繰入金をすべて解消したとしても一人あたり納付金額＝一人あたり保険税収入額にはなりません。